

山梨県公報

第七百二十八号

平成十九年

一月十五日

月 曜 日

目 次

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正	一
特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定の一部改正	一
振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正	一
振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定の一部改正	一
山梨県公害防止条例施行規則別表第五付表第一号の規定に基づく知事が指定する甲府市の区域の一部改正	一

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(七件)	二
国土調査の成果の認証	三
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	四
基本測量の終了	六
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	六
正 誤	六
平成十八年十一月二日付け第七百十一号中	一六
平成十八年十一月九日付け第七百十三号中	一七
平成十八年十二月二十二日付け号外第七十四号中	一七

告 示

山梨県告示第四号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十五日

二中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第五号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定による区域の指定(昭和五十二年山梨県告示第六十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十五日

二の2中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第六号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準(昭和五十四年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十五日

二中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第七号

振動規制法施行規則別表第一付表第一号の規定による区域の指定(昭和五十四年山梨県告示第百一号)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十五日

二の2中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第八号

山梨県公害防止条例施行規則別表第五付表第一号の規定に基づく知事が指定する甲府市の区域(平成十二年山梨県告示第四百八十二号)の一部を次のように改正する。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

「山梨県公害防止条例施行規則」を「山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則」に改め、二の2中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人わかば
 - 2 代表者の氏名 三島政美
 - 3 主たる事務所の所在地 上野原市上野原千七百十四番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域生活に関する支援事業を行い、障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年十二月二十六日から平成十九年二月二十五日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人そよかぜワークハウス
 - 2 代表者の氏名 青沼高德
 - 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡身延町丸滝五百六十九番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、地域住民、精神障害者及び精神的な問題のために社会適応の困難な者、またその家族に対して、障害者自立支援法の基本理念に基づき各種事業、小規

模作業所の運営による生活支援及び就労支援等に関する事業等を行い、精神障害者とその家族の福利の増進及び地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十二月二十七日から平成十九年二月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 ヴァリエ都留
 - 2 代表者の氏名 小林朗
 - 3 主たる事務所の所在地 都留市玉川二百四十七番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者に対して、健康、スポーツに関する事業また、まちづくりの推進を図る活動を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十八年十二月二十七日から平成十九年二月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人カルチャースポーツクラブ・ルーデンス
 - 2 代表者の氏名 丹沢桂
 - 3 主たる事務所の所在地 中央市布施三千四百六十七番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、幼児から高齢者に対して、健康、スポーツ、教育、文化に関する普及事業を行い、地域住民の健康増進と教育力向上を促進させ、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十二月二十八日から平成十九年二月二十七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人むつみの会

2 代表者の氏名 前田晃

3 主たる事務所の所在地 都留市下谷二千五百十六番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して就労支援及び生活活動支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加を図り、障害者が就労も含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できるよう、関係機関との連携を図りながら支援体制の確立と整備に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十二月二十八日から平成十九年二月二十七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 檉の実作業所

2 代表者の氏名 横森三男

3 主たる事務所の所在地 甲府市太田町九番八号

4 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者および回復者に対して、地域のなかで暮らしやすい環境を作るために各機関と連携を持ちながら、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業等を行い、精神障害者の自立支援および社会復帰の促進ならびに地域社会の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十二月二十八日から平成十九年二月二十七日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあった年月日 平成十八年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 フレンドハウス山梨

2 代表者の氏名 三澤友治

3 主たる事務所の所在地 山梨市上神内川千二百二十七番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者福祉施設を設置、運営することにより、障害を持つ人々またその家族に対して、障害者の社会参加の場を提供し、創作的活動や文化活動を通して、福祉の向上と、地域の福祉意識の高揚・ノーマライゼーションの推進に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年十二月二十八日から平成十九年二月二十七日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 調査を行った者の名称
市川大門町
- 二 調査を行った時期
平成十四年十月一日から平成十五年三月二十日まで
平成十五年十月一日から平成十六年三月十七日まで
- 三 成果の名称
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
市川三郷町大字市川大門、印沢及び黒沢の一部地区
- 五 認証年月日
平成十八年十二月二十七日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年一月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 土橋建設工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市春日居町鎮目三百六十七番地
 - 3 代表者の氏名 土橋清
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第二八二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年一月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月十八日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社丸隆中山組
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市千塚五丁目十四番十五号
 - 3 代表者の氏名 中山隆澄
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第八七四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年一月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小林建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野二千七百二十四番地
 - 3 代表者の氏名 小林紀一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一四）第九五九号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年一月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社山梨セメント商会

- 2 主たる営業所の所在地 甲府市中央一丁目十二番十一号
- 3 代表者の氏名 中澤潤
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第一〇〇〇号
- 四 処分の内容 屋根工事業及びタイトル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社大野工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市蓬沢町九百四十番地一
 - 3 代表者の氏名 大野熊子
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第四五五四号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社佐藤建設
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留二千九百九十一番地二
 - 3 清算人の氏名 佐藤浩

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五七五〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社吉野土建
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津九百八十一番地
 - 3 代表者の氏名 吉野保美
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一六)第一四一四号
 - 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 曾根板金店
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上粟生野千五十九番地二
 - 3 代表者の氏名 曾根富夫
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五五八六号
 - 四 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイトル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工

事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
五 処分の原因となった事実 平成十八年十一月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十九年一月十五日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十八年十二月十一日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 フカサワ建設
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条二千五百五十八番地
 - 3 代表者の氏名 深沢茂
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第八四八一号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十八年十二月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の終了
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、平成十八年十二月二十五日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。
平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 基本測量（基準点測量）
- 二 作業期間 平成十八年五月九日から同年十二月二十二日まで
- 三 作業地域 南巨摩郡南部町

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十九年一月十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南都留郡山中湖村山中字諏訪堀三〇〇の二、三〇〇の二七、三〇〇の九〇、三〇〇の九一、三〇〇の九二、三〇〇の九三、三〇〇の九四、三〇〇の九五、三〇〇の九六、三〇〇の九七、三〇〇の九八、三〇〇の九九、三〇〇の一〇〇、三〇〇の一一〇、三〇〇の一一一、三〇〇の一一二、三〇〇の一一三、三〇〇の一一四、三〇〇の一一五並びに字東姥ノ懐五〇五の五、五〇五の一六、五〇五の一七及び五〇五の一八の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡山中湖村山中二百二十五番地一 山中湖不動産株式会社 代表取締役 榎屋絹美男

正 誤

ページ	段	行	誤	正
七八五	上	終わりから四	（次の図に示す部分に限る。）	（次の図に示す部分に限る。） （国有林、次の図に示す部分に限る。）

平成十八年十一月二日山梨県告示第五百四十八号（保安林の指定施設要件の変更予定）

平成十八年十一月九日山梨県告示第五百六十号（保安林の指定の予定）

八〇二下 一七

その図面及び関係書類

その関係書類

平成十八年十二月二十二日山梨県条例第六十二号（山梨県認定こども園の認定の基準を定める条例）

六ページ下段終わりから七行目から一行目及び七ページ上段一行目は次の誤り。

二次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積に満二歳以上満三歳に満たない子どもについて前号の規定により算出した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面	積
一学級以下	$330 \text{平方メートル} + 30 \text{平方メートル} \times (\text{学級数} - 1)$ の算式により算出した面積	
三学級以上	$400 \text{平方メートル} + 80 \text{平方メートル} \times (\text{学級数} - 3)$ の算式により算出した面積	

七ページ上段終わりから十二行目から八行目は次の誤り。

9 前項の乳児室又はほふく室の面積は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積以上でなければならない。

区分	面	積
乳児室	満二歳に満たない子ども一人につき一・六五平方メートル	
ほふく室	満二歳に満たない子ども一人につき三・三平方メートル	

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番